

(一財) 全国珠算連盟

# 全国珠算等検定試験規則

平成22年 2月1日制定

平成30年12月1日改訂

令和 1年12月1日改訂

第1条 本連盟は、各支部と共催して、本規則により珠算能力検定試験を実施する。

第2条 検定は、段位、珠算（下級、上級）、暗算、読上暗算、読上算とする。

第3条 検定のための試験（以下試験という）は年1回以上実施するものとし、試験の日時および場所は、そのつど別に定める。

第4条 珠算1級から10級までの試験の種目・程度および内容は、次のとおり定める。

## < 1 級 >

### ①乗算

法・実合わせて11桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、帯少数・少数の計算ならびに計算の結果端数を処理するものを含む。計算の結果端数が出たとき、無名数は少数第3位未満、名数は円位未満を四捨五入するものとする。 制限時間 10分

### ②除算

法・商合わせて10桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、帯少数・少数の計算ならびに計算の結果端数を処理するものを含む。計算の結果端数がでたとき、無名数は少数第3位未満、名数は円位未満を四捨五入するものとする。 制限時間 10分

### ③見取算

5桁から10桁までの円名数の加算または加減算10題とする。

(1題15口、1題の総字数120字)

制限時間 10分

### ④伝票算

4桁から9桁までの円名数の加算10題とする。

(1題15枚、1題の総字数110字) 但し、伝票は30枚つづりのものとする。

制限時間 10分

## < 2 級 >

### ①乗算

法・実合わせて9桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、帯少数・少数の計算ならびに計算の結果端数を処理するものを含む。計算の結果端数がでたとき、無名数は少数第3位未満、名数は円位未満を四捨五入するものとする。 制限時間 10分

### ②除算

法・商合わせて8桁のもの20題とする。ただし、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、帯少数・少数の計算ならびに計算の結果端数を処理するものを含む。計算の結果端数がでたとき、無名数は少数第3位未満、名数は円位未満を四捨五入するものとする。 制限時間 10分

### ③見取算

4桁から8桁までの円名数の加算または加減算10題とする。

(1題15口、1題の総字数95字)

制限時間 10分

④伝票算

3桁から7桁までの円名数の加算10題とする。(1題15枚、1題の総字数85字)  
但し、伝票は30枚つづりのものとする。 制限時間 10分

< 3 級 >

①乗算

法・実合わせて7桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、帯少数・少数の計算ならびに計算の結果端数进行处理するものを含む。計算の結果端数がでたとき、無名数は少数第3位未満、名数は円位未満を四捨五入するものとする。 制限時間 10分

②除算

法・商合わせて6桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、帯少数・少数の計算ならびに計算の結果端数进行处理するものを含む。計算の結果端数がでたとき、無名数は少数第3位未満、名数は円位未満を四捨五入するものとする。 制限時間 10分

③見取算

3桁から6桁までの円名数の加算または加減算10題とする。  
(1題15口、1題の総字数70字) 制限時間 10分

④伝票算

3桁から5桁までの円名数の加算10題とする。(1題15枚、1題の総字数60字)  
但し、伝票は30枚つづりのものとする。 制限時間 10分

< 4 級 >

①乗算

法・実合わせて7桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、いずれも整数の計算とする。 制限時間 10分

②除算

法・商合わせて6桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、いずれも整数の計算とする。 制限時間 10分

③見取算

3桁から5桁までの円名数の加算または加減算10題とする。  
(1題15口、1題の総字数60字) 制限時間 10分

< 5 級 >

①乗算

法・実合わせて6桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、いずれも整数の計算とする。 制限時間 10分

②除算

法・商合わせて5桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、いずれも整数の計算とする。 制限時間 10分

③見取算

3桁・4桁の円名数の加算または加減算10題とする。  
(1題15口、1題の総字数50字) 制限時間 10分

< 6 級 >

①乗算

法・実合わせて5桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、いずれも整数の計算とする。 制限時間 10分

②除算

法・商合わせて4桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数の

もの10題とし、いずれも整数の計算とする。

制限時間 10分

③見取算

2桁・3桁の円名数の加算または加減算10題とする。

(1題15口、1題の総字数40字)

制限時間 10分

< 7 級 >

①乗算

法・実合わせて4桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、いずれも整数の計算とする。

制限時間 10分

②除算

法・商合わせて4桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、いずれも整数の計算とする。

制限時間 10分

③見取算

2桁の円名数の加算または加減算10題とする。

(1題15口、1題の総字数30字)

制限時間 10分

< 8 級 >

①乗算

法・実合わせて4桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、いずれも整数の計算とする。

制限時間 10分

②除算

法・商合わせて3桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、いずれも整数の計算とする。

制限時間 10分

③見取算

2桁の円名数の加算または加減算10題とする。

(1題10口、1題の総字数20字)

制限時間 10分

< 9 級・10 級 >

①乗算

法・実合わせて3桁のもの20題とする。但し、無名数のもの10題、円名数のもの10題とし、いずれも整数の計算とする。

制限時間 10分

②見取算

2桁の円名数の加算または加減算10題とする。1題5口、1題の総字数10字)

制限時間 10分

第5条 段位検定の種目・程度および内容は、次のとおりとする。

①乗算	無名数の問題	30題	円名数の問題	30題 (1級程度)	制限時間	10分
②除算	無名数の問題	30題	円名数の問題	30題 (1級程度)	制限時間	10分
③見取算	円名数の問題	30題 (1級程度)			制限時間	10分
④伝票算	円名数の問題	30題 (1級程度)			制限時間	11分
⑤乗暗算	60題	(2桁×2桁=10題 2桁×3桁=10題 3桁×3桁=10題 3桁×4桁=10題 4桁×4桁=10題 4桁×5桁=10題)			制限時間	3分
⑥除暗算	60題	(3,4桁÷2桁=10題 4,5桁÷2,3桁=10題 5,6桁÷3桁=10題 6,7桁÷3,4桁=10題 7,8桁÷4桁=10題 8,9桁÷4,5桁=10題)			制限時間	3分
⑦見取暗算	30題	(2~3桁10口=5題 2~4桁10口=5題 3~5桁10口=5題 3~6桁10口=5題 4~8桁10口=5題 5~10桁10口=5題)			制限時間	3分

※各桁2問加減算含む

問題の内容は全国珠算連盟準拠プリント集を参照の事

⑧読上暗算

別途読上算、読上暗算段位検定試験要項による。

⑨読上算

別途読上算、読上暗算段位検定試験要項による。

第6条 暗算検定の種目・程度および内容は、次のとおりとする。

< 1 級 >			
①乗暗算	20題 (2桁×3桁)	制限時間	3分
②除暗算	20題 (4,5桁÷2,3桁)	制限時間	3分
③見取暗算	10題 (2～4桁10口)	制限時間	3分
< 2 級 >			
①乗暗算	20題 (2桁×2桁)	制限時間	3分
②除暗算	20題 (3,4桁÷2桁)	制限時間	3分
③見取暗算	10題 (2～3桁10口)	制限時間	3分
< 3 級 >			
①乗暗算	20題 (1桁×3桁)	制限時間	3分
②除暗算	20題 (3,4桁÷1桁)	制限時間	3分
③見取暗算	10題 (2桁8口)	制限時間	3分
< 4 級 >			
①乗暗算	20題 (1桁×2桁)	制限時間	3分
②除暗算	20題 (2,3桁÷1桁)	制限時間	3分
③見取暗算	10題 (2桁6口)	制限時間	3分
< 5 級 >			
①乗暗算	20題 (1桁×2桁)	制限時間	3分
②除暗算	20題 (2,3桁÷1桁)	制限時間	3分
③見取暗算	10題 (2桁4口)	制限時間	3分
< 6 級 >			
①乗暗算	20題 (1桁×2桁)	制限時間	3分
②除暗算	20題 (2,3桁÷1桁)	制限時間	3分
③見取暗算	10題 (2桁3口)	制限時間	3分

問題の内容は全国珠算連盟準拠プリント集を参照の事

第7条 読上暗算検定の程度および内容は、次のとおりとする。

< 1 級 >			
2桁～4桁	10口	1題の標準速度	20秒
< 2 級 >			
2桁～3桁	10口	1題の標準速度	20秒
< 3 級 >			
2桁	10口	1題の標準速度	20秒
< 4 級 >			
2桁	7口	1題の標準速度	20秒
< 5 級 >			
1桁～2桁	7口	1題の標準速度	20秒
< 6 級 >			
1桁	7口	1題の標準速度	20秒

第8条 読上算検定の程度および内容は、次のとおりとする。

< 1 級 >	5桁～10桁	10口	1題の標準速度	35秒
< 2 級 >	4桁～8桁	10口	1題の標準速度	35秒
< 3 級 >	3桁～6桁	10口	1題の標準速度	35秒
< 4 級 >	3桁～5桁	10口	1題の標準速度	35秒
< 5 級 >	3桁～4桁	10口	1題の標準速度	35秒
< 6 級 >	2桁～3桁	10口	1題の標準速度	35秒

第9条 各種試験の合格基準は次のとおりとする

○珠算検定 1種目の満点は100点とする

(1級)	乗算、除算、見取算、伝票算	各80点以上を合格点とする。
(2級)	乗算、除算、見取算、伝票算	各70点以上を合格点とする。
(3級)	乗算、除算、見取算、伝票算	各70点以上を合格点とする。
(4級)	乗算、除算、見取算	各70点以上を合格点とする。
(5級)	乗算、除算、見取算	各70点以上を合格点とする。
(6級)	乗算、除算、見取算	各70点以上を合格点とする。
(7級)	乗算、除算、見取算	各60点以上を合格点とする。
(8級)	乗算、除算、見取算	各60点以上を合格点とする。
(9級)	乗算、見取算	各60点以上を合格点とする。

※1 各級とも全種目合格点を得た者に合格証書を授与する。

※2 9級の内1種目のみ合格点を得た時は10級とする。

※3 1級、2級および3級については合格基準に達した種目について1年間、4級～10級については6カ月間試験を免除することができる。

○段位検定 1種目の満点は300点とする

※総合段位の認定は第5条のNo①～⑦の7種目を審査する。

(10段)	7種目5種目が260点を得た時に総合合格点とする。
(9段)	7種目5種目が230点を得た時に総合合格点とする。
(8段)	7種目5種目が200点を得た時に総合合格点とする。
(7段)	7種目5種目が170点を得た時に総合合格点とする。
(6段)	7種目5種目が150点を得た時に総合合格点とする。
(5段)	7種目5種目が130点を得た時に総合合格点とする。
(4段)	7種目5種目が120点を得た時に総合合格点とする。
(3段)	7種目5種目が110点を得た時に総合合格点とする。
(2段)	7種目5種目が100点を得た時に総合合格点とする。
(初段)	7種目5種目が90点を得た時に総合合格点とする。

※1 暗算種目すべてが上記得点を得た時は暗算合格証書を授与する。

※2 各種目とも総合合格点を得た者に総合段位合格証書を授与する。但し、既合格証書以下の段位については合格証書を授与しない。

- ※3 合格基準に達した種目については2年間試験を免除することができる。
- ※4 読上暗算検定、読上算検定については別途単独認定とする。

○暗算検定 1種目の満点は100点とする

- (1級) 乗算、除算、見取算 各80点以上を合格点とする。
- (2級) 乗算、除算、見取算 各80点以上を合格点とする。
- (3級) 乗算、除算、見取算 各70点以上を合格点とする。
- (4級) 乗算、除算、見取算 各70点以上を合格点とする。
- (5級) 乗算、除算、見取算 各60点以上を合格点とする。
- (6級) 乗算、除算、見取算 各60点以上を合格点とする。

- ※1 各級とも全種目合格点を得た者に合格証書を授与する。
- ※2 1級、2級および3級については合格基準に達した種目について1年間、試験を免除することができる。

○読上暗算検定 1種目の満点は100点とする

- (1級) 各80点以上を合格点とする。
- (2級) 各80点以上を合格点とする。
- (3級) 各70点以上を合格点とする。
- (4級) 各70点以上を合格点とする。
- (5級) 各60点以上を合格点とする。
- (6級) 各60点以上を合格点とする。

- ※1 合格点を得た者に合格証書を授与する。

○読上算検定 1種目の満点は100点とする

- (1級) 各80点以上を合格点とする。
- (2級) 各80点以上を合格点とする。
- (3級) 各70点以上を合格点とする。
- (4級) 各70点以上を合格点とする。
- (5級) 各60点以上を合格点とする。
- (6級) 各60点以上を合格点とする。

- ※1 合格点を得た者に合格証書を授与する。

第9条 試験志願者は、学歴、年齢、性別、国籍によって制限しない。

第10条 受験志願者は、所定の申込書類および受験料を、期日までに提出しなければならない。申し込み後の受験料はどのような理由があっても返還しない。

第11条 試験委員は本部または各支部において委嘱する。

第12条 試験に関して不正行為を行なった者は、試験場から退場させることがある。合格後、不正行為が発覚したときは、その合格を取り消す。

第13条 試験終了後は、どのような理由があっても、答案用紙を公開しない。

第14条 試験に関する、施行方法、執行順序、審査基準については一般に公正妥当な方法にもとづくこととする。別紙参照

第15条 この規則は平成22年4月1日より実施する。

この規則は平成30年12月1日より改訂実施する。

この規則は令和 1年12月1日より改訂実施する。